

千葉県医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)交付要綱

令和6年5月31日制定(健福第391号)
令和6年12月5日改訂(健福第1439号)

(趣旨)

第1条 知事は、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(令和6年3月7日厚生労働省発医薬0307第74号(以下「国交付要綱」という。))に基づき、保険医療機関等(以下「補助事業者」という。)が行う電子処方箋管理サービスの導入等に係る経費について、予算の範囲内で、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象等)

第2条 この補助金の補助対象者及び、補助対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保険医療機関等(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。)の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。)が電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能(「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。)の導入に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能の同時導入に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは、これらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
- イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を

知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第3条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助対象経費)

第4条 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業に必要な経費として、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次表の第2欄の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区分	対象経費
第2条第1項 第1号 ※初期導入	(病院) 補助対象経費の6分の1の相当額。 ただし、 1 大規模病院（病床数200床以上）の上限額は、811千円 2 病院（大規模病院以外）の上限額は、543千円 とする。 (診療所、薬局) 補助対象経費の4分の1相当額。 ただし、上限額は、97千円とする。
第2条第1項 第2号 ※新機能	(病院) 補助対象経費の6分の1の相当額。 ただし、 1 大規模病院の上限額は、226千円 2 病院（大規模病院以外）の上限額は、167千円 とする。 (診療所)

	<p>補助対象経費の4分の1相当額 ただし、上限額は、61千円とする。 (薬局)</p> <p>補助対象経費の4分の1相当額 ただし、上限額は、64千円とする。</p>
<p>第2条第1項 第3号</p> <p>※併用</p>	<p>(病院)</p> <p>補助対象経費の6分の1の相当額。 ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模病院の上限額は、1,003千円 2 病院(大規模病院以外)の上限額は、676千円とする。 <p>(診療所)</p> <p>補助対象経費の4分の1相当額 ただし、上限額は、135千円とする。</p> <p>(薬局)</p> <p>補助対象経費の4分の1相当額 ただし、上限額は、138千円とする。</p>

※いずれの事業も社会保険診療報酬支払基金の交付決定を受けていることを交付条件とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに、千葉県医療提供体制推進事業費補助金交付申請書(第1号様式または第1号様式の2)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請は、別表に掲げる補助事業の種目ごとに行うものとする。

3 第1項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助

事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 第1号から第7号により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 第5号により付した条件に基づき、知事が財産処分の申請を受け、承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第8条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、千葉県医療提供体制推進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、千葉県医療提供体制推進事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 前項の申請は、別表に掲げる補助事業の種目ごとに行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（遅延報告）

第10条 補助事業が期間内に完了することができないと見込まれる場合は、速やかに千葉県医療提供体制推進事業費補助金遅延報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 規則第10条の規定により補助事業の遂行状況を報告しようとする場合には、

知事の定める日までに千葉県医療提供体制推進事業費補助金状況報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定により実績の報告をしようとするときは、補助事業が終了したとき又は補助金の交付の決定にかかる会計年度終了後知事が定める日までに千葉県医療提供体制推進事業費補助金実績報告書（第6号様式または第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項による実績の報告は、別表に掲げる補助事業の種目ごとに行うものとする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前条第1項による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第14条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県医療提供体制推進事業費補助金交付請求書（第8号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第15条 知事は規則第16条第1項の規定により、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第16条第2項の規定に基づき、千葉県医療提供体制推進事業費補助金概算請求書（様式第9号）により知事に請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（決定の取消し）

第16条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項各号の規定のいずれかに該当すると判明したとき、又は補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令の規定に基づく知事の処分若しくは命令に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が社会保険診療報酬支払基金の助成の全部又は一部でも受けられないことが判明したときは、その内容に応じて、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、第16条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第19条 知事が必要があると認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金交付申請書

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 経費所要額（精算額）調書（別紙1）

3 事業費の根拠資料

- （1）医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書
- （2）医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 経費所要額（精算額）調書（別紙1）

3 事業費の根拠資料

- (1) 医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書
- (2) 医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式

経費所要額(精算額)調書

(単位:円)

事業区分	医療機関コード(7桁)	保険医療機関等名称	施設区分	基準額 A	総事業費 B	対象経費の 実支出額 C	寄付金その他の 収入額 D	(1)選定額 E=MIN(A,C)	総事業費-収入 F=B-D	(2)選定額 G=MIN(E,F)	補助率 H	補助所要額 I=G*H
交付要綱 第2条1項1号の事業								0	0	0		
交付要綱 第2条1項2号の事業								0	0	0		
交付要綱 第2条1項3号の事業								0	0	0		
合計			-	-	0	0	0	0	0	0	-	0

- 着色したセル以外は自動計算のため、入力しないこと
- 施設区分欄には、申請する施設の区分をプルダウンから選択すること
- B欄は交付要綱第2条係る事業の総事業費を入力すること
- C欄は交付要綱第2条係る事業の実支出額を入力すること
- D欄は交付要綱第4条にいう寄付金その他の収入額があれば入力すること。ただし、「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」により社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金は記載不要。
- 複数施設を一括して申請する場合は、行を追加して入力すること

第2号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定を受けた千葉県医療提供体制推進事業費補助金に係る内容について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定を受けた千葉県医療提供体制推進事業費補助金について、次のとおり変更し、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 変更する事業区分 | 事業 |
| 2 変更交付申請額 | 円 |
| 3 当初交付決定額 | 円 |
| 4 差引増（減）額 | 円 |
| 5 事業変更計画書（別紙1） | |
| 6 資金収支予算書（補助事業に係るもの） | |

第4号様式（第10条関係）

令和 年 月 日
第 号

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金遅延報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療提供体制推進事業費補助金について、年度内に事業の完了が困難となったため、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により報告します。

1 対象事業区分 _____ 事業

2 対象施設名 _____

3 事業着手年月日 令和 年 月 日

4 事業終了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 遅延の理由

第 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定を受けた千葉県医療提供体制推進事業費補助金に係る補助事業の実績を、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

1 精算額 _____ 円

2 経費所要額（精算額）調書（別紙1）

3 事業費の根拠資料

（1）医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書

（2）医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）に基づく社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定を受けた千葉県医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）
（2で「無」を選択の場合は以下不要） | 有 ・ 無 | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）
（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県医療提供体制推進事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 補助事業名 _____ 事業

3 振込先

振込金融機関名	預金種別・番号	名義人

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業者名
代表者職・名

令和 年度千葉県医療提供体制推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療提供体制推進事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

1 請求額 _____ 円

2 補助事業名 _____ 事業

3 振込先

振込金融機関名	預金種別・番号	名義人